## ともすくすく住宅認定制度実施要領第4関係) A,Lrtype 東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(アドバンストモデル)

建築物名称	(仮称) ル・アール新小岩改修工事
作成年月日	R7. 8. 22

			必須	項目		選択	項目		
	新築		項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		1	0	4	0	1		5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	15	0	2	0			17
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	16	0	38	0			54
別表 2 計			31	0	40	0	18		71
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	5	0	9	0			14
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	10	0	6	0			16
別表3 計			15	0	15	0	1		30
別表 4	子育て支援施設やキッス	バルーム等に関する基準	0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準	litte	4	0	3	0			7
別表 6	区市町村からの意見の反	一映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		4	0	9	0	1		13
	合計		51	0	68	0		26	119
	チェック絹	課							

			必須	項目		選択	項目		
	既存・は	收修	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	4	1		5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	8	8	2			16
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	5	5	48	18			53
別表2 計			13	13	56	20	15		69
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	3	12	4			15
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	2	14	6			16
別表3 計			5	5	26	10	4		31
別表 4	子育て支援施設やキッス	ベルーム等に関する基準	0		5	2			5
別表 5	管理・運営に関する基準	Ė	4	4	3	0			7
別表 6	区市町村からの意見の反	<b>で映に関する基準</b>	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		4	4	9	2	1		13
	合計		22	22	96	36		26	118
	チェック絹	·····································	0	K		0	K		

## 別表1 立地に関する基準

	75 D		+ Mb	セー	フティ	+	セレ	クト	アド	バンスト		まなのとを図であり、対策の内容性
	項目		基準	新築	既存·改修	新築	£	既存·改修	新築	既存	·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
1	子供の遊 び場所	が一つ以上あ (1) 子育てひ (2) 児童館や	ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などること。 ろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 図書館など、子供が室内で過ごせる施設 べる広場、公園や緑地など			<b>過</b>	選択	□選択				1)3)松島二丁目第二公園
2	保育、教 育施設等	が一つ以上あ (1) 保育所、	ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1)) に次の施設などること。 幼稚園などの保育、教育施設 び学童クラブなどの教育施設など			□ 邊	選択	□ 選択	□ 選打	₹ ■		1)東小松川おひさま保育園 2)江戸川区立松島保育園
3	医療施設		ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳鼻 が受診できる医療施設が一つ以上あること。			通	選択	□ 選択	□ 選打	= 5	選択	まつしま病院
4	生活利便施設等	が一つ以上あ (1) 鉄道駅や (2) 食料品や (3) 銀行、郵				_ <b>3</b>	選択	□ 選択	選打	₹ ■		1)新小岩駅より江戸川区高校前バス停 2) どらっぐぱぱす江戸川区役所前店
5	活発な地 域活動	<ul><li>(1) 自治会な</li><li>(2) 自治会や</li><li>(3) 自治会や ント</li><li>(4) 「遊び場</li></ul>	ものなど、活発な地域活動が行われていること。 どによる季節行事や清掃活動 消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動 地域活動団体などによるインターネットを活用したイベ づくり」や「安全マップづくり」などの活動 0番の家」の取組			□ 適	選択	□ 選択	□選打	₹ □	選択	
			適合項目数	必 —	必 —	必須	_	必	必 須 0	必須	_	
			適合項目数	選 0		選	0	選 0	選 0	選	4	

- 注2 0~3歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セーフ	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新築	Ę	既存・	改修	新	築	既存・	改修	新组	Ę	既存・	改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するが 位い場かな サエック		必須で該 当する部 位等がな いまっク		必須で該 当する部 位等合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	段差解消	住戸内の床は、放に掲げるものを除き、段差のない構造 (5 mm以下の段差については、段差のないものとみなす。)とする。 (1) 玄関の出入口の段差・くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関外上間の高低差が50mm以下とし、かつ、まがまちの段差 (3) 裕宝の出入口の段差・20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの。 (4) パルコニーの出入口の段差・接地階を有しない住戸のパルコニーについては、放に掲げるもの並びにパルコニーと踏み段との衰差及び踏みとかまりの度差で180mm以下中単純段差 ア 180mm (路み段を設ける場合にあっては、360mm) 以下の単純段差としたもの。 イ 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの。 ウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(路み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが180mの以下のまたぎ段差(路み段を設ける場合にあっては、基内側の高さが180mの以下のまたぎ段差(路み段を設ける場合にあらっては、屋内側の高さが180mの以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの。 ウ 屋の部分の原のうち大に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差  下面積が3 可以より m (当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の12) 未満であること。  ・ 間口(工事を伴わない散去等により確保できる部分の長さを含む。)が1、500mm以上であること。 エ その他の部分の床より高い位置にあること。					□ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
2	転落落防止 小。 作 よ る る	(1) 転落防止のための手中りは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は関門できない窓その他転落のおぞれのないものは除く。 ア バルコーモその他とれに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段(開放されている側に限る) (7) 原則床面(階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上(1,200mm推奨)に達するよう設けられていること。 (4) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては機壁、窓にあっては空かるの他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなりにくい措置を選出ること。  イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが550mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であること。	□ 必須		□ 必須		□必須		□必須	0	□ 必須		■ 必須		ア (ア) バルコニー手摺は床面より 計150mm (イ) 2階以上の出窓については 格子付きや転落防止バー設置とする。 イ 転落防止の手摺子の間隔は110mm 以下とする。 出窓の腰壁高さはH=850mm以上と し、足係りにくい高さとしてい る。
	険防止	(2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100m以上(1,200m指奨)の欄で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を課じること。	□必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		手摺から600mm以上の距離を確保 して配置 確保出来ない所は進入 防止栅H=1100mmを設置します。手 摺子の間隔は110mm以下。
		(3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		引達い窓は鍵付きクレセントを設 置、 開き窓や開戸はシリンダー付きハ ンドルを設置
		(4) 窓、開放廊下や階段の底下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物 による危険防止措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		緑地帯を設けたり、エントランス 庇を設けている

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

						セージ	フティ					セレ	クト					アドバ	ンス	<u>۱</u>		
					新	Ę.		既存・こ	改修		新細	Ę	既	存・改	女修		新鲜	N. C.		既存・	改修	
:	項目		基準			必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック			必須で該 当する部 位等がな いチェック			必須で該 当する部 位等がな いチェック		主任	必須で該 当する部 立等かない場合 チェック			必須で該 当するが 位等が 合 チェック			必須で該 当する部 位等が合 い場っク	表記のある図面番号、計画の内容等
	シックハ ウス対策	る特定建材は、	ロの内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用 日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示のあ? ホルムアルデヒト発散建築材料に該当しないもの)とす	5   _	必須			必須			必須			須			2.須		•	必須 ※1		F☆☆☆☆表示のある建築材料使 用(壁床ビニールクロスに貼替) (扉表面オレフィンシート貼)
		(1) 防犯対策用の銀	#を使用する。		必須			必須			必須		□ ·è	須			2.須		•	必須		玄関扉鍵をディンプルキーに変 更。 (鍵のみ交換)
4	防犯対策	(2) 室内との通話機	後能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。		必須			必須			必須		□ è	須			2.須		•	必須		集合玄関機、各戸玄関子機との通 話機種あり 集合玄関機にカメラ対応
		は、避難計画」	〒する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するもの - 支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィル 2ント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措		必須			必須			必須		□ &	須			2.須		•	必須		1階住戸にFIX窓は防犯フィルム 貼りとし、引達い窓は鍵付クレセ ントとする。
5	界床の防 音性の確 呆	ア 床スラブ馬 コンクリー ト造で普通 するものと イ JIS A 141 撃音レベル	次のいずれかとする。 足が2000mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄 ト・造、鉄青鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリ 重コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を よする。 8-2 (建築物の床衝撃音速断性能の測定方法)による床 ルに対して、JIS A 1419-2 (建築物及び建築部材の遮音 方法)による床衝撃音速断性能し1,r,H-55等級相当以上	一有衝性							選択		□ 连	訳			必須		•	選択		ア)床スラブ180mmの鉄筋コンク リート
			こついては、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、 5ための方策を講じる。	遮				Ì	$\overline{}$		選択		□ 達	択	$\overline{}$		2.須			選択		
	界壁の防音性の確	(1) 界壁の仕様はぎ ア 界壁の厚ス コンクリー ト造で普通 するものと イ JIS A 141	tのいずれかとする。 タが180mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鋭 ート造、鉄骨鉄筋コンクリート造者しくは鉄骨コンクリ 重コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を	有							選択		□ 3	択			必須		•	選択		ア) 壁厚150mm以上の鉄筋コンク リート造
	保	当該界壁の両側 また、当該界壁	・クス、スイッチボックスその他これらに類するものが 前の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 包にボード類が接着されている場合にあっては、当該界 別に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない	壁							選択		□ 逐	択			必須			選択		
			こついては、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、 5ための方策を講じる。	遮				ĺ			選択		☐ iš	択			2.須			選択		
7	開口部の 防音性の 確保	る。 JIS A 4706 (サ	1部 トッシ)による遮音性能T-1等級相当以上の材料を使用で トッシ)による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用で								選択		□ 建	択			∑須 ※ 2			選択		
8	抗菌、防 カビ、抗 ウイルス 対応		高たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど 抗ウイルス対応措置が講じられた住設部品を使用する								選択		□ 3	択		_ i	1			選択		
			適合項目数	必須		0	必須		0	必須 選択		0	必須 選択		0	必須 選択		0	必須 選択		8	

<sup>※2</sup> 遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する場合、該当する部分はないものとする。

別表2-2 住戸内に関する基準 (単位空間別の基準)

			セーフ	ティ		セレ	クト		アドバ	ンスト		
			新築	既存·改修	新築		既存·改修	新	築	既存・	改修	
	項目	基準	必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部位等がない場合 チェック	当位い	<ul><li>3須で該 4する部 2等がな い場合 - エック</li></ul>	必須 <sup>-</sup> 当す; 位等; い場。 チェ:	部にな	必須で該 当するが 位場かない チェック		必須で該 当する部 位等がな いまっク	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、吊 元側の原関が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カバー等 指挟み防止措置を講じる。			□ 選択		□選択	□ 必須		□ 選択		
		(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式側配置等による)スペース の確保により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数			□選択		□選択	□ 選択		□ 選択		
1	玄関	の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。 (3) 手すりの設置		/	- /	/	- /		$\vdash$		$\leftarrow$	
		玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。 (4) 補助照明の設置			選択		選択	選択	$\leftarrow$	選択	$\leftarrow$	下駄箱下に足元灯設置済
		玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を 設置する。 (5) 耐震性能			選択		選択	選択	//	■選択	$\vdash$	1 and 1 to 2 July lake In
		玄関ドア枠は耐震枠で、JIS(日本工業規格)におけるA4702面内変形追随性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配慮したものとなっている。			選択		選択	□ 選択	$\angle$	□ 選択	<u>/</u>	
		(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制御 が可能な水栓金具とする。 ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。			選択		選択	選択		■ 選択		洗面シャワー水栓資料 水栓金具はレバー式、給湯温度の 制御が
2	洗面所 · 脱衣所	タッチレス水栓とする。			□選択		□選択	□選択		□選択		可能な水栓金具、ホース付水栓 (シャワー吐水機能付き)
	100.04.771	(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造に なっている。			□選択		□選択	□選択		□ 選択		
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の設 備を施す。			□ 選択		□選択	□ 選択		□ 選択		
		(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上 の高さに設置する。	□必須□□	□ 必須 □	□必須		□必須□	] □ 必須		■ 必須		子供の進入を防止する鍵を概ね床 上 1400mm, 鍵は外から解除が可能
		また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。 (2) 滑りにくい床素材										なもの
		② 補りたくが殊条約 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。 (3) 手寸りの設置		_/_	選択		選択	□ 必須		■選択	4	床は水に濡れても滑りにくい仕上げ
		治槽への出入りのための手すりを設置する。  (4) 呼び出し機能の設置		_/_	選択		選択	選択	/_	■選択	/_	手摺を設置する
2	浴室	浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。			□ 選択		選択	□ 選択		■選択		呼び出しチャイム設置
,	加玉	(5) 広さの確保 内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。			□ 選択		□ 選択	□必須		■選択		内法で短辺1300mm,広さ2.21㎡内 法で短辺1400mm,広さ2.52㎡ (UB1317, 1418)
		内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。 (6) 利便性の配慮及び火傷防止						選択				(UD1011, 1410)
		水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。   カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式に			選択		□選択	□ 選択		■選択		サーモスタット式水栓金具
		カン・等の船前後のためのが住金米は、カフンでのものが埋めたみれたなっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。 (7) 浴室暖房乾燥機の設置			選択		選択	選択	<u>//</u>	□ 選択	$\angle$	
		浴室暖房乾燥設備を設置する。			□ 選択		□選択	選択		■選択		浴室暖房乾燥設備を設置

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

701	12 2	正厂F1に関する基準(単位上間別の基準)														
				セージ	フティ				セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新纲	Ę	既存・	改修		新维	Ę	既存・	改修	新	Ę.	既有	子・改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等がない場合 チェック		必須で該 当するが 位 場合 チェック			必須で該 当する部 位等かない場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するが 位等場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300m以上か、便器の前方又は側方について、便 器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分を含む。)が500mm以 上を確保する。						選択		□ 選択		□ 選択		■ 選	R	便器の前方が便器と壁の距離 500mm以上確保 (C号室以外)
4	トイレ	(2) 手すりの設置 手すりを設置する。						選択		□ 選択		□ 選択		□ 選	R	
1		(3) 外から解綻できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	□ 必須		□ 必須			必須		□ 必須		□ 必須		<b>■</b> 必	Į 🗆	扉に廊下から解除できる鍵を設置
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。						選択		□ 選択		□ 必須		■必	<b>#</b>	外開き戸を設置
		(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。						選択		□ 選択		□ 選択		■選	R	キッチンの吊戸棚を無くし、子供 の様子が見やすい明るいキッチン に変更しました。 (Ftype除く)
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さと して、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。						選択		□ 選択		□ 選択		■選	R	ダイニングとキッチンを合わせた 広さ 10㎡以上確保
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。 タッチレス水栓とする。								選択		選択		■ 選	V.	キッチンの水栓金具はレバー式 で、 給湯温度の制御が可能な水栓金具
5	台所	(4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しない ような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン 入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。						選択		□ 選択		□ 選択		□ 選	R	
		(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 ガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を譲じる。	□必須		□ 必須		_	必須選択		□ 必須		□ 必須		■ 必:	~	コンロ等の調理器はチャイルド ロック 機能
		(6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。								□ 選択		□ 選択		□ 選	+	
		(7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。						選択		□ 選択		□ 必須		□ 選	R	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	ティ		セレ	クト		アドバン	スト		
			新築	既存·改修	新樂	Ş	既存·改修	新	§.	既存・	改修	
	項目	基準	必須で該当するがない場合クク	必須で該当するがない場合 チェック	1	必須で該 当するが が は 場 か な り る の の の の の の の の の の り の り の り の り の	当す位等い場	で数 - る部 - 6がな + 合 : ック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 関き戸  子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を課じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。無の関閉の途中の状態も含める。 ただし、以上の対なを聴じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対ならむ砂定を基準にする商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当人居案内等にて人居者に対し周知を行う。・主に分譲:指埃み防止商品の用意(入居者の意向により設置) ○戸先側は次のいずれかの対策を講じる。 ・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を吸け、風等の外力で急激に漏が閉まらない構造である。・戸側以は特側に衝撃を吸収する級循帯等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。										吊元側は指はさみ防止商品の配布をし、入居案内等で指はさみ防止 を周知させます。 戸先側はドアダンバーを新規設置し、急激に帰が閉まらない構造とします。廊下からリビングの扉はドアギャー設置済み。
6	建具	居室間や主要な通路上に配置される開き戸 トイレや洗面所等に配置される開き戸 (2) 引き戸			選択		選択	□ 必須□ 選択		選択		新規で100mm程度の引残しを設け
		100m程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、 指を挟まないような措置を課じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等 を備えた引き戸を使用する。			□ 選択		□選択	□必須		■選択		るようストッパーを設けます。 洗面室の引戸は100mm引き残し 済。
		(3) 折戸 原の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以上 13mm未満) がない構造とする。 (4) 原の取っ手など			□ 選択	/	選択	□ 必須		選択	/	
		取っ手をレバーハンドルやブッシュハンドル等の開閉の容易なものとす るなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手は面 が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとする。 (5) ドア内のガラス			□ 選択		□選択	□必須		選択		
		大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガラス とするなど、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。			□ 選択		□選択	□ 必須		選択		
		(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにす ることにより、子供でも使いやすいものとする。 (2) コンセント			□ 選択		□選択	□ 選択		選択		
		20 コンピント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだり することによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用 する。			□ 選択		□選択	□選択		□ 選択		
7	居室	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。 〈算定式〉 (Si+S2) /当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180ca以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180ca未満の収納部分の水平投影面積(㎡) × (当該収納部分の高さ(cm) /180)			□選択		□ 選択	│ 選択		■選択		Atype専有面積 83.07㎡×0.08= 6.64㎡ <高さ1800mm以上の収納 部分は7.06㎡ Lrtype専百面積 85.24㎡× 0.08=6.81㎡〈高さ1800mm以上の収 納部分は7.80㎡
		(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内に 設置する。			□選択		□選択	□選択		選択		
		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、や むを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形 状・仕上げとする。			□ 選択		□選択	□選択		□ 選択		
		(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのできる ような構造とする。			□ 選択	$\angle$	□選択	□選択		選択	<u>/</u> ,	
		(7) クッション性の高い床業材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使用する。			□ 選択		□選択	□ 選択		選択		

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

					セー	フティ			セリ	<b>ノクト</b>			アドバ	ンスト		
				新	築	既存・	改修		新築	既存·	改修	新	築	既存	改修	
	項目		基準		必須で該 当するが 位等 が か チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部な 位等がな い男合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
8	バルコ ニー	る。 ア 手すり子 イ 室外機を ウ 物干し金 にする。 エ 避難ハッイル	の配慮  二一からの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じ の形状を足掛か別にならない形状とする。 手すり側に置かない。 物及び物干し竿が取納時も含め、足掛かりにならないよう  チの設置に当たっては、子供が容易に開けられないように ドロック等の安全機能が付いたものを使用する (消防の指 使用できない場合はその限りではない)。	□ 必須		□ 必須		<ul><li>必</li></ul>	類 🗆	□ 必須		□ 必須		■ 必須		ア) 手摺子は足がかりにならない 形状 イ) 室外機を手摺側に置かない 又は侵入防止柵設置 ウ) 物干し全物、物干し竿収納時 も含め足がかり にならない高さとする。 エ) 避難ハッチはチャイルドロッ ク付き
		て手すりから	クの設置 クをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ登っ 転落することを防止するために、これらの設備は手すりか 9距離を確保して設置するなどの転落防止措置を講じる。					□選	k /	□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(1) 住戸内通路の 住戸内通路の する。	幅員 幅員は、780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上を確保					□ 選	R /	□ 選択		□ 選択		■選択		住戸内廊下幅W=880mm確保
9	住戸内通 路及び出 入口	幅員(玄関及 み、引き戸に 及び浴室以外	の幅員 ロ (バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く)の び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の互 あっては引き張しを削索した通行年効がに備目とし、立め の出入口については、軽数な改造により確保できる部分の )は750m(浴室の出入口にあっては600m)以上を確保す					□ 選	K /	□ 選択		□ 選択		□ 選択		
10	住戸内階段	だし、ホーム 22 以上 650m イ 取	例(勾配が45度を超える場合は両側)に、かつ、踏面の先 が800mmから850mmまでの位置に設けられている。							選択		□ 必須		□ 選択		
	テレワー	転落事故等、 め、チャイル	エンへの心風世牙 危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止するた ドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。 ベースを確保するとともに、テレワークに必要な設備(照					□ 選	R /	選択		□ 選択		□ 選択		
11	クスペー ス		売が可能なインターネット環境、コンセント等)を整備す					□ 選	択	□ 選択		□ 選択		□ 選択	$\angle$	
12	その他	その他、子育	てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。					□ 選	R /	選択		□ 選択		■選択		バルコニー床材を防滑性のある長 尺シートに貼替
			適合項目数	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	5 18	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セーフ	7ティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新多	Ę.	既存・	改修	新	築	既存·	改修	新翁	AR	既存·	改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位等が合 チェック		必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック		必須で該 変するが が が が の の の の の の の の の の の の の		必須で該部 位い場合 シェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	伝落防止 ・落下物 こよ 会防止	(1,200㎜推奨) に運り るより放けられていること。 (4) 腰降端にけ 見ぶかりとかりにくい推奨を選じること	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		1) ア) 屋外階段、手摺高さ H=1150mm 屋外廊下 手摺高さH=1150mm イ) 手摺子の間隔内寸法95mm以下 EXPJ付近の手摺子内寸法110mm以下 EXEJを開始である。 藤壁手摺のスリットH=110mm以下 腰壁は足がかりとなるものは生じない ウ) 該当なし
		(2) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下 物による危険防止措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		窓、開放廊下、屋外階段下は緑地帯
2	転倒防止	玄関から道路に至る通路及び共用階段、共用階段、共用略下等の床の 床面は、雨に濡れる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全 に利用できるよう、滑りにくい材料を使用する。					□ 選択		□ 選択		□ 必須		■ 選択		共用廊下防滑長尺シート貼替
3	衝突防止	エントランスホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガラスは、衝突による事故を防止するため、安全ガラスとするか、 衝突防止シールを貼る等の視認性を高める措置を講じる。	] 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		新規自動ドアにセーフティー柵設 置 コミュニティーラウンジには大き な透明ガラスは無い
4	壁難経路 こおける 安全確保	や、複雑な機構による形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使 いやすいものとする。					□ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
5	敗地内通 〒の安全 権保						□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		以下に例示するものなど、防犯対策を講じるていること。													防犯カメラ新規設け、駐輪場より
		防犯カメラの設置等の防犯対策を講じること。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		■選択		外廊下への出入扉はオートロック システムとする。
6	坊犯対策	中廊下型やコア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オート ロックシステムを導入する。					□ 選択		□ 選択		□選択		■ 選択		ス駐車場より外廊下への防犯フェンスを設置する。
		以下に例示するものなど、防災に関する対策を講じていること。													
		東京都LCP住宅の登録を受けている。				$Z_{j}$	選択		□ 選択		□ 選択	$\angle$	選択		,
7	防災対策	防災備蓄倉庫、防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築な どの防災対策を講じている。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		受変電認備、自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、 浸水経路にマウンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとと もに土嚢の準備などを行っている。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
	省エネ・	以下に例示するものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じて いること。													
8	<b></b> 耳エネ対						□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
	稅	太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		1
	九十次还	以下の例示する取組など、認定を受けた集合住宅の中古流通が促進される ような取組を講じること													
	中古流通 足進	(1) 長期優良住宅の認定を取得している					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		瑕疵担保検査を行い適合予定。
		(2) 瑕疵保険検査基準への適合							□ 選択			$\overline{}$	■ 選択		
			必 須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	3	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

		セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
項目	基準	新築 必須で影響な 立すがる い場合 チェック		改修 必須で該 ので該部な が合っ ク		築 必須で該 当位等場合 いチェック	既存	・改修 必須で該部位場が合いチェック	新	築 必須で該部な 当位い場エック		改修 必当位等場で が高なが合っ がチェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	過日保日数	選 (7)	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	4	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	フティ	セリ	レクト	アドバ	シスト	
			新築	既存・改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項目		基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック	必須で該当する部な 位等がな い場合 チェック	当する部位等がない場合	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を設けない経路とする (2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする。)。			選択	選択	□ 必須 □	■選択	各住戸からEVを経由しエントラン スまでは特定経路としてある。
		(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を 設置する。			□選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
アブ 1 手、 廊下		(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分には次の基準に適合する傾斜路を設ける。 ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとすることができる。 イ 高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも片側に、かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmごとに路幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。 エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。 (4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			□ 選択	選択	□必須□□	■ 選択	共用廊下は幅員1.2m確保済み ア)イ)ウ)エ)高低差80mm以 下の為、傾斜路該当なし。
2 xv	×-	地上階数 3 以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。 (4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーにホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設置する。 (5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。 (6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			選択	選択	<ul><li>□ 必須</li><li>□ ○</li></ul>	□ 選択	1)出入口W=800mm、奥行1150mm を確保済み 2)かご内に防犯カメラ設置(故障修繕) 3)非常時の連絡が出来る装置を 設ける(セコム新規契約) 4)EV内で階数表示装置済み。 5)操作盤はだれでも簡単装置済み。
		(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。			選択	□選択	選択	□ 選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	·ティ		セレ	クト	アドバ	バンスト	
			新築	既存·改修	新築		既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック	当位い	公須で該 当する部 立等がな い場合 ・エック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。						1		/
		ア けあげの寸法は200mm以下、踏面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸 法は30mm以下とする。								
		イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避け る。								
		ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。					/			
		エ 踏面にはノンスリップを設け、踏面と同一面とする。 オ 階段及び踊り場の幅は以下による。ただし、屋上又は直上階のみ に通じる共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とすること ができる。								
	共用階段	階段室型住棟 廊下型住棟屋内階段 廊下型住棟屋外階段			□ 選択		□選択	□ 必須 □	□ 選択	
3	共用階段	1,000mm以上 1,200mm以上 900mm以上								
		カ 転倒防止のため、手すりを踏面からの高さが800mmから850mm程度 の高さの位置に設ける。手すりの端部は200mm以上水平に伸ばす こととし、端部を壁面又は下部に曲げること。								
		キ 2段手すりを設置する場合は、上段が850mm程度、下段が650mm程 度の高さとする。								
		ク 踊り場にも連続した手すりを設置する。			/	'	/		/	
		ケ 共用階段の段差がある部分の照明は、段鼻等がはっきり認識できる照明、角度、位置とする。								
		(2) 足元灯を使用し、安全面での更なる配慮をする。			□ 選択		選択	□選択	□選択	
		(1) 共用玄関は次の基準に適合していること。 ア 幅員800mm以上とする。 イ 共用玄関の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。 管理人室を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する 位置へ設置する。								ア) 幅員800mm以上 イ) 自動ドア前後に段差なし ウ) 共用玄関を見渡せる位置に管理人室設置 エ) 共用玄関は防犯カメラの設置
	共用玄関	エ 共用玄関は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は 防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられてい ること。			□ 選択		選択	□必須□	■ 選択	にて見渡し補充 オ)共用玄関の扉をオートロック 設置、共用玄関以外の共用出入口
4	共用払関	オ 共用玄関の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用 出入口を自動施錠機能付きの鍵を備えたドアとする。								成直、共用公園以外の共用山八口 は自動施錠機能付きの鍵設置 カ)共用玄関付近に郵便受設置
		カ 共用玄関付近に郵便受けを設置する。			/				<b>,</b>	
		(2) 宅配ボックスを設置する。			□選択		□選択	□選択	■選択	宅配ボックス設置済み
		(3) 小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。			□ 選択		□選択	選択	□選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

					セーフティ				セレ	クト			アドバ	ンスト		
				新	築	既存・	改修	新	築	既存·改	で修	新	築	既存·改修		
	項目		基準		必須で該 当する部 位 場 か が よ り り り り り り り り り り り り り り り り り り		必須で該 当する部 位等がない場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	当 (立	必須で該 当する部 立等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない場合 チェック		必須で該 当するがな 位場・シュ チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
į	危険個所 等への進 入防止	ないよう、椎	曹、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入でき 計の設置や鍵を設置する等の対策を講じる(消防の指導に さない場合はその限りではない)。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		児童遊園から駐車場への扉は鍵を 新規設置 屋上は天井部の点検口からの為、 簡単に進入できない。
			なと事前に協議を行い、居住世帯数や分別方法等に合わせ 所を設置する。													小松川清掃事務所と廃棄物保管場 所設置届に記載の設置基準に則 し、居住世帯第54世帯の(4人以上 世帯)に計算を行い、可燃ごみ、 不燃ごみ並びに再利用対象物の保 管場所面積を算定し、保管場所面
•	ごみ集積所	設置に当た。	っては、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等 設計とする。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□必須		□ 必須		■ 必須		積を確保している。 利用者の利便性を考慮し、通過動 線あるいは通過動線から少し入っ た位置からゴミ持出場所までゴミ を持って行きやすいように道路に 近い位置に配置している。 また出入りの際の安全性も考慮し 出入口の扉は引き戸としている。
1	自転車置場	するとともに 外に設置する 所管の自治体	はにおいて定めている設置基準等を満たした自転車置場と よ、子供用自転車等を平置きできるスペースを設ける。屋 5場合は、屋根付とする。 はに設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を できる自転車置場を設置する。					□ 選択		□選択		□ 必須		■選択		子供用自転車の平置きスペース3 台設置。 各住戸につき2台以上確保
8	ワーキン グスペー ス	ワーキング? 設ける。 ア 複数の和 イ セキュ! 明、コン	ペペース等を設置する場合、以下に例示するようなもので ペペース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を 川用者が一度に利用できる机、椅子 リティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照 レセント等の設備 ビ個室や可変可能なパーテーション					□ 選択		選択		□ 選択		□ 選択		
_			適合項目数	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	0	須	)	必須選択	0	必須選択	2	

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項目	基準		フティ	セレ	クト	アドバ	シスト	表記のある図面番号、計画の内容等
快日		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	衣託のめる凶国番号、計画の内谷寺
子育で <sup>3</sup> 援施設	子育で支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を遵守すること。 また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこと。 なお、認可外保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日付56福児母第990号。(以下「指導要綱」という。))に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守するとともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。 また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
2 キッズルーム	キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の 規定を準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運 営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 授乳やおむつ替えのできるスペース イ 共用トイレ ウ テーブル、椅子等の歓談用の家具 エ 本、おもちゃ等の収納スペース			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
集会室 <sup>3</sup> 交流ス ベース	集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表 2 及び 別表 3 の規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、 基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守するこ と。 集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。 その場合は前項の基準を満たす。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	■ 海扣	交流スペースとなるようキッチンを設置したコミュニティーラウンジを新規設置 F☆☆☆☆表示のある建築材料使 用(ビニールクロスに貼替) 引達い窓は鍵付きクレセントを設置。 開き窓や開戸はシリンダー付きハンドルを設置。 関き窓や開戸はシリンダー付きハンドルを設置し飾り棚設置、動物形のペンチクッションを配し、 憩える空間とする。備品でクリスマスツリーを購入。
4 屋外スペース	(1) 屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 砂場や滑り台 イ 共用の手洗い場やトイレ ウ ベンチや日陰スペース エ 植栽、芝生、花壇 (2) 住民同士・野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認			□選択	□ 選択	□ 選択	■選択	屋外憩いスペースのベンチを改修 し、 既存遊具を撤去し、アート遊具を 設置。 日影になるような高木を植樹し、 クッション性のある床材敷き
	められる設備、備品を設ける。 ア 散水や手洗いのできる水柱 イ 共用道具を収納する物置 ウ 収穫した作物を調理する設備	<b>122</b>	122		選択			
	適合項目数		援 0	選 0	選 0	選 0	選 2	

別表 5 管理・運営に関する基準

塔口	++ -##-	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	まなのもプロエ乗り、計画の中央体
項目	基準	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程度免除するなどの措置を講じる。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
住宅計 画から入配 意事項	(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育て支援施設の併設、子育で支援サービスの提供、子育で支援のための設備の工夫、地域の子育で支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 (4) 設の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (4) 子育で支援施設を併設する場合は、所管する自治体にて定めるルール等を説明する。 (5) 子育で世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育でに配慮した住宅であることを説明する。 (4) 既存住宅の空き家で認定を取得し、子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (4) 入居者が子育で支援サービスの個別契約等を締結する必要がある場合、網連事業者が連携し、売買契約や賃貸契約時に当該契約が同じまする。 (5) 自転車置場やごみ集積所等東共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (5) 自転車置場やごみ集積所等、共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。ととなど、連門開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (4) キッズルトルスや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場につこととなど、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。			□ 選択	□ 選択	□ 必須※	■ 必須※	アア)子育で支援の為の設備工夫、 告等に掲載 イ)力)オ)該当なし世帯の応音で に配慮したとを説明 イア、各種をするとした。 を持てない。 を持ている。 がりり、子育で世帯がよるし世帯が子が、 に配慮したとを説明 イア、各種をするとをである。 大子をである。 大子をである。 大子をである。 大子をである。 大子をである。 大子をである。 大子であった場合にである。 大子では、 であるを説明 かりないしか。 であるを表した。 を発した。 を変した。 を発した。 を発した。 を発した。 を発した。 を変した。 を発した。 を発した。 を発した。 を発した。 を変した。 を変した。 を発した。 を変した。 を変した。 を変した。 を変した。 を表した。 を変した。 を変した。 を変した。 を変した。 を変した。 を変した。 を変した。 を変した。 を表した。 を変し

別表 5 管理・運営に関する基準

項目		<b></b>		フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	まなのと 7 図 不乗り 利 声の中の体
	供日	<b>左</b> 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
1	住画、 生画、 ら入のの のま のま のま のま のま のも のも のも のも のも のも のも のも のも のも	(3) 子育て支援サービスの提供における配慮 以下に例示するものなど、子育て支援サービスの提供等を行うこと。子育で支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係法令、基準等を遵守するともに、必要に応じて当該サービスの所管となる自治体と事前に協議を行うこと。 ア 近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供イ 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービスエ 子育て等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供オ その他子育で支援サービスとして知事が認めたもの子育で支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 ア サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 イ 子育で支援サービス提供と当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。特に共用部分の使用ルール、管理ルール等は確実に定めること。特に共用部分の使用ルール、管理ルール等はで実があること。 イ 子育で支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決めること。			□ 選択 ※	選択 ※	□ 選択 ※	□ 選択 ※	
	安心して 日常生活	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、 屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板 への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、 継続的に周知していくこと。			□ 選択	□ 選択 ※	□ 必須 ※		自転車置場の使用方法、ゴミ出し のルール、屋外スペースの使用方 法等事前に定めたルールを掲示板 への掲示や回覧等定期的に周知 し、ルールが守れるように継続的 に周知していく
2	を送るための配慮 事項	(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育でに関する相談窓口や地域の子育で支援施設などの地域の子育で 支援情報など子育でに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で 定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。			□ 選択 ※	選択 ※	□ 必須 ※		子育でに関する相談窓口や地域の 子育て支援施設などの地域の子育 て支援情報など子育でに関する 様々な情報を掲示板への掲示や回 覧等で定期的に周知、継続的に周 知していく。

別表 5 管理・運営に関する基準

	項目	<b>基</b> 準		・フティ	セレ	クト	アドバ	シスト	<ul><li>表記のある図面番号、計画の内容等</li></ul>
	垻日	<b>基</b> 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
3	コティの配慮 コティの配慮 可項	(1) 入居者間の交流の機会の創出			□ 選択	□ 選択	□ 必須※	■ 必須 ※	入居者に人気の高いクリスマス会イベント用として、クリスマスツリーを備品として購入し管理組合に提供、管理会社と連携しクリスマス会の開催提案や補助を行います。定期に防災訓練を実施することで入居者間通しが顔見知かりを見出し、新たなコミュニティが形成されるきっかけを継続的に提供する。。
	r#	(2) 地域の人との交流の機会の創出 地域コミュニティとの交流のきっかけをつくることを目的として、以 下の例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ア 地域の人も参加できる餠つきやラジオ体操などのイベント イ 町会・自治会、子供会などの地域の組跡主催する防災活動、防 犯活動やお祭りなど様々な取組への参加 ウ 地域で活動しているNPO等と連携した地域交流イベント エ WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ 形成のためのイベント等			□ 選択	□ 選択	□ 選択	選択 ※	
		適合項目数	必須 — 選 0	必 須 選 択	必須 — 選択 0	必須 — 選択 0	必須 0 選択 0	必須 4 選択 0	

※ 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を 締結する。

## 別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項目		基準		セーフティ			セレクト				アドバンスト				表記のある図面番号、計画の内容等
次口	<b>⊕</b> +*			<b></b>	既存・引	女修	新築	753	既存・	改修	新	築	既存	・改修	
区市町村 からの意 見の反映	て支援サー	見定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育 ごス提供に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設 ご支援サービスの提供を実施すること。					_ i	量択		選択		選択		選択	
		適合項目数	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	